

『医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会』への参加に向けて

全国伝統薬連絡協議会

厚生労働大臣直轄の『医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会』第1回が2月24日に開催されます。本協議会では、同検討会への参加に際して理事会を開催し、以下のとおり今後の方針等を決議いたしましたので、お知らせいたします。

[要約]

全国伝統薬連絡協議会は、本年2月6日に公布された省令にある、第3類医薬品以外の医薬品の郵便等販売の禁止という条項に対し、長年の実績を持つ伝統薬の電話等による通信販売の継続を求めることを目的として、当該検討会に参加致します。製造直販という利点を生かした情報提供や安全性確保に対するこれまでの取り組みを踏まえつつ、同検討会における議論を参考に、より利用者にとって必要かつ安全な販売方法に関して、具体的な結論を導き出すための努力をして参る所存です。

記

1. 厚生労働大臣が今回、大臣直属の検討会を設立され、再度これらの問題を討議する場を設けられたこと、また本協議会が委員として参加することになりましたことは、皆様のご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。
2. 伝統薬の多くは、問屋ならびに薬局等を通さず、製造元から直接、利用者に届けられます。販売時には、購入者と電話等で直接コミュニケーションを図ります。自社で製造した製品に関しましては、その製造元がすべてを熟知しており、その製造元の専門家が最高の情報提供をすることは、これに勝る情報提供はないと確信致します。
3. 伝統薬メーカーの中には、利用者一人ひとりの購入履歴、健康状態、その後の経過等、専門家の手によるカルテの作成・保管を行っている企業もございます。これは特定の医薬品のみを販売する伝統薬メーカーと、多くの医薬品を不特定多数の一般消費者を相手に販売する薬局等との異なる部分であり、医薬品の適切な選択ならびに適正使用の確保という点で、本質的な議論の素材ともなりえると考えます。
4. 本協議会としては、現状が最善だと考えているわけではなく、今後利用者に向けてメーカーとして出来る情報提供や安全性の確保につき、今後の検討会において様々なご意見の中から改善していきたいと考えております。
5. 同検討会に参加するにあたり、各方面のご意見を参考にしつつ、本協議会の主張も各委員に十分説明ご理解をいただきながら、所期の目的に向かい、実りある結論を得ることが重要だと考えています。

以上

本資料に関するお問い合わせ先

全国伝統薬連絡協議会事務局 広報担当：津下（つげ）

TEL：096-289-4068 携帯電話：090-8667-8017

E-mail：kyougikai@saishunkan.co.jp

全国伝統薬連絡協議会事務局（URL：<http://www.dentouyaku.jp/>）

TEL：096-289-4131 FAX：096-289-6000

(別紙 1：全国伝統薬連絡協議会について)

- 名称 全国伝統薬連絡協議会
- 所在地 〒861-2201 熊本県上益城郡益城町寺中 1363-1 (再春館製薬所内)
- 設立年月日 平成 20 年 10 月 11 日
- 会員 34 社
17 都府県 (1 都 2 府 14 県)
茨城県、千葉県、東京都 (2)、長野県、富山県、岐阜県
京都府、奈良県 (5)、大阪府、和歌山県、兵庫県 (2)、愛媛県、山口県、
福岡県 (2)、大分県、熊本県 (8)、鹿児島県 (4)
※ 数字のない府県は各 1 社
- 役員
 - 会長 八ツ目製薬株式会社 (東京都) 代表取締役社長 加次井 商太郎
 - 副会長 株式会社奥田又右衛門膏本舗 (岐阜県) 代表取締役社長 日向 靖成
 - 理事 有限会社渡部晴光堂 (熊本県) 代表取締役社長 渡部 展行
 - 理事 株式会社亀田利三郎薬舗 (京都府) 常務取締役 亀田 利一
 - 理事 日野製薬株式会社 (長野県) 代表取締役社長 井原 正登
 - 理事 株式会社再春館製薬所 (熊本県) 代表取締役社長 西川 正明
- 活動目的

伝統薬は一般用医薬品の中でも、長い伝統と使用経験を積んでおり、その処方と製法の起源は江戸時代あるいはそれ以前にさかのぼるものもあります。その長い歴史の中で、数多くの人に使用されて病気の治癒に貢献して参りました。この医療分野の重要な財産であり日本の文化遺産とも言える伝統薬の維持・継承を通じて、以下の目的の実現を目指します。

1. 利用者の QOL の維持・向上

伝統薬の利用者には、離島・山間部に居住している、身体的理由等で外出が出来ない、近くに薬局やドラッグストアがないという方も多くおられ、また漢方薬などかかりつけ薬局で自分にあった医薬品を購入していたが遠方に引っ越しをした方、あるいは居住地と異なる旅の途中等で購入した方などは、薬局があっても愛用の伝統薬を販売していないなど、直接医薬品を薬局等から購入することが困難な方々が数多くいらっしゃいます。

当協議会では、患者を含めた利用者の方々の QOL を低下させることがないように、改正薬事法の趣旨でもある情報提供と安全性の確保に係わる取り組みをさらに追求して参ります。

また、平成 21 年 6 月の改正薬事法全面施行に対し、使用を望んでもその医薬品の入手が困難になり、治療の機会がなくなることがないように、販売方法についても検討を重ねつつ、関係各所との協議を重ねて参ります。

2. 利用者の安全を最優先とした伝統薬の販売形態の維持・強化

そもそも伝統薬は、長い歴史や使用経験を通じその安全性が裏打ちされて来ました。加えて電話等の対応による販売の手法は、「かかりつけ薬局」を確保する一つの有効な手段でもあります。例えば万一有害事象が発生した際にも、製造・販売元がいつ、誰が、何を購入したかを把握していれば、購入者へ直接連絡を取り迅速に対処することが可能です。また、利用者も電話を通じて直接、製造・販売元に相談することも可能です。

一方、改正薬事法によりこうした安全性の高い伝統薬が販売できなくなると、健康被害増大の危険性や、安全性の担保されていない海外品や違法医薬品への関心が高まり、個人輸入等による使用で健康被害の増大も懸念されます。

こうした事態を防ぐためにも、患者を含めた利用者のために今後とも高い安全性を確保した販売形態を継続していけるよう協議を重ねて参ります。

3. 後期高齢者の医療費適正化を中心とする予防医学への貢献

伝統薬は、伝統医学に基づく医薬品や、古くから民間に伝えられてきた医薬品で、予防医学の考え方から入院等に至る前に自ら治す、セルフメディケーションの見地に立つものです。

伝統薬の存続・発展を図ることで、今後さらに社会的ニーズの増す予防医学の発展、特に後期高齢者の医療費の適正化に貢献して参ります。

以上

(別紙 2: 全国伝統薬連絡協議会 会員企業一覧)

(五十音順)

	所在都道府県名	企業名	代表名
1	鹿児島県	有限会社 青木流芳院	青木 浩太郎
2	富山県	株式会社池田屋安兵衛商店	池田安隆
3	大分県	うすき製薬株式会社	後藤 國利
4	大阪府	大杉製薬株式会社	森 清子
5	奈良県	大峯山陀羅尼助製薬有限公司	久保 洋一郎
6	岐阜県	株式会社奥田又右衛門膏本舗	日向 靖成
7	鹿児島県	鹿児島県製薬株式会社	寺原 秀昭
8	京都府	株式会社亀田利三郎薬舗	亀田 利太良
9	茨城県	合名会社川又薬局	川又 慎
10	熊本県	熊本共立製薬有限公司	金子 良蔵
11	千葉県	有限会社郡司勘兵衛薬局	郡司 博夫
12	熊本県	株式会社再春館製薬所	西川 正明
13	兵庫県	株式会社サツマ薬局	野口 恵司
14	東京都	株式会社霜鳥研究所	栗原 康雄
15	熊本県	株式会社昇龍堂製薬	吉田 淳子
16	福岡県	新日本製薬株式会社	後藤 孝洋
17	鹿児島県	有限会社角野製薬所	角野 隆一
18	熊本県	田尻製薬有限公司	平田 志保
19	兵庫県	株式会社ドラッグピュア	大平 真理子
20	奈良県	中村薬品工業株式会社	中村 善行
21	長野県	日野製薬株式会社	井原 正登
22	山口県	深井薬品工業株式会社	深井 孝利
23	福岡県	株式会社福岡薬工社	武石 卓
24	奈良県	株式会社藤井利三郎薬房	藤井 泰育
25	和歌山県	有限会社本町薬品	釘貫 ふじ
26	愛媛県	松田薬品工業株式会社	古川 賢
27	鹿児島県	有限会社森回春堂	森 昭雄
28	東京都	八ツ目製薬株式会社	加次井商太郎
29	奈良県	大和合同製薬株式会社	増田 善昭
30	奈良県	株式会社雪の元本店	藤本 伸浩
31	熊本県	吉田松花堂	吉田 順硯
32	熊本県	合資会社吉田整骨院製薬所	吉田 竜児郎
33	熊本県	苓州製薬合資会社	石井 良久
34	熊本県	有限会社渡部晴光堂	渡部 展行